

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第59号

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則（平成30年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(延長保育料)</p> <p>第9条 四日市市立保育所条例施行規則（昭和26年四日市市規則第9号）第4条第2項に規定する保育時間を延長した場合の延長保育料については、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p><u>(給食費)</u></p> <p>第10条 市立保育所、市立こども園における、<u>法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる児童（3歳児クラス以上の児童に限る。）に関する給食の提供に要する費用については、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、無償とする。</u></p> <p><u>(1) 次のア又はイに掲げる児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定</u></p>	<p>(延長保育料)</p> <p>第9条 四日市市立保育所条例施行規則（昭和26年四日市市規則第9号）第4条第2項に規定する保育時間を延長した場合の延長保育料については、<u>別表</u>のとおりとする。</p>

める金額未満であるものに対する副食費の提供に要する費用

ア 法第19条第1項第1号に掲げる児童 77,101円

イ 法第19条第1項第2号に掲げる児童 57,700円(ひとり親世帯等にあつては、77,101円)

(2) 児童と生計を一にする兄弟が2名以上いる当該児童に対する副食費の提供に要する費用

(利用者負担額等の減免)

第11条 利用者負担額及び第10条第1項に規定する給食の提供に要する費用(以下「利用者負担額等」という。)を減免する基準等は、別表第3のとおりとする。

(減免の申請)

第12条 別表第3に規定する減免の事由(同表減免の事由6から8までを除く。)に基づき利用者負担額等の減免を受けようとする者は、四日市市利用者負担額等減免申請書(第2号様式)に減免を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第13条 市長は、前条の申請書の提出があつたときはその内容を審査し必要に応じて入所児童、教育・保育認定保護者

等の状況等について調査を行い、又は職権により減免の可否を決定し、減免をするときは四日市市利用者負担額等減免決定通知書（第3号様式）により、減免をしないときは四日市市利用者負担額等減免却下通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（減免事由消滅の届出）

第14条 減免の決定を受けた者は、減免を受けている期間中において、減免の事由が消滅した場合その他の減免の事由に関する状況に変更が生じた場合は、四日市市利用者負担額等減免申請変更届出書（第5号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（減免の取消し）

第15条 市長は、減免の決定を受けた者が、減免の事由を欠くこととなったと認めるときは、当該減免の事由を欠くに至った日の属する月以降の期間に係る利用者負担額に係る減免の決定を取り消し、四日市市利用者負担額等減免取消通知書（第6号様式）により、減免を受けた者に通知するものとする。

第16条 （略）

2 前項の規定により事務を委任された者は、同項の事務を行う場合にあつては、その身分を証明する証票（第7号様式）を携帯し、関係人の請求があつたと

第10条 （略）

2 前項の規定により事務を委任された者は、同項の事務を行う場合にあつては、その身分を証明する証票（別記様式）を携帯し、関係人の請求があつたとき

きは、これを提示しなければならない。	は、これを提示しなければならない。
第17条 (略)	第11条 (略)
別表第1 (第9条関係) (略)	別表 (第9条関係) (略)

改正後		
別表第2 (第10条関係)		
単位：円		
区分	月額 (児童1人につき)	
主食費	900	
副食費	市立こども園に入所する 法第19条第1項第1号 に掲げる児童	2,700
	その他の児童	3,700

改正前

改正後				
別表第3 (第11条関係)				
減免の事由	適用要件	減免する額	添付書類	減免期間
1 教育・保育 認定保護者 又は扶養義務者の属する世帯の生計を主として維持する	教育・保育認定 保護者等の属する世帯が生 活保護法 (昭和 25年法律第 114号) に基 づく非保護世	利用者負担額 の100分の 100	・医師の診断書 ・雇用保険被保 険者証受給 資格者証 ・給与証明書 ・その他証明の 確認のため	当該年度中

<p>者（以下「教育・保育認定保護者等」） の死亡又は 障害等によ り最低生活 に支障をき たすとき</p>	<p>帯と同等と認 められること</p>		<p>に市長が求 める書類</p>	
<p>2 教育・保育 認定保護者等 が、疾病、失 業等、本人の 責によらない 事情により、 前年より収入 が著しく減少 したとき</p>	<p>教育・保育認定 保護者等の属 する世帯が生 活保護法（昭和 25年法律第 114号）の規 定による保護 の要否判定に 用いられる実 収月額が生活 保護法による 保護の基準（昭 和38年厚生 労働省告示第 158号）に規 定する基準生 活費の100 分の130相 当額以下に減 少し、利用者負 担額の納付が 著しく困難で あると認めら</p>	<p>利用者負担額 の100分の 50以内</p>	<p>・医師の診断書 ・雇用保険被保 険者証受給 資格者証 ・給与証明書 ・その他証明の 確認のため に市長が求 める書類</p>	<p>減免申請日の 属する月の翌 月から3カ月</p>

	<u>れる場合</u>			
3 <u>震災、火災、風水害その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により、児童の属する世帯が居住する住宅が著しい損害を受けたとき</u>	<u>住宅が全焼、全壊、半焼、大規模半壊、半壊した場合</u>	<u>住宅が全焼又は全壊の場合利用者負担額の100分の100</u> <u>住宅が半焼、大規模半壊又は半壊の場合利用者負担額の100分の50</u>	<u>・罹災証明書</u> <u>・その他証明の確認のため</u> <u>に市長が求める書類</u>	<u>災害等が発生した日の属する月の翌月から3カ月</u>
4 <u>児童相談所の判定に基づき、四日市市児童発達支援センター（あけぼの学園）に入所児童の弟妹が通園しているとき</u>		<u>最年長児童の利用者負担額の100分の50</u>	<u>・障害児童施設</u> <u>受給者証</u>	<u>入所期間中</u>
5 <u>四日市市児童発達支援センター（あけぼの学園）等に入所児童が通園しているとき</u>	<u>四日市市特別支援保育に関する要綱第5条に基づく、処遇の決定がされた場合（給食費は、市立保育園、市立こども園に限る）</u>	<u>入所児童の保育所通所日数が週2日又は3日の場合</u> <u>利用者負担額及び給食費の100分の50</u> <u>入所児童の保育所通所日数が週4日の場合</u>	<u>・障害児童施設</u> <u>受給者証</u>	<u>保育配慮の期間中</u>

		利用者負担額及び給食費の100分の30		
6 入所児童が1カ月の間に全日を欠席したとき	市立保育所、市立こども園に限る	給食費の100分の100		当該月
7 入所児童が1カ月の間に10日間以上連続して欠席したとき	市立保育所、市立こども園に限る	給食費の100分の50		当該月
8 児童の入所日が16日以降又は退所日が15日以前るとき	市立保育所、市立こども園に限る	給食費の100分の50		当該月
9 市長が特に必要と認めるとき		市長が別に定める額	・証明の確認のために市長が求める書類	市長が別に定める期間
備考 減免する利用者負担額等に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。				

改正前

第1号様式を次のように改める。

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

## 保育料決定通知書

保育料を次のとおり決定しましたので通知いたします。

入所する児童の氏名・認定者番号	
事業所名	
保育料月額	
保育の実施期間	

### 備考

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、判決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、判決の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第12条関係）

四日市市利用者負担額等減免申請書

年 月 日

四日市市長 宛

住 所

保護者氏名

印

電 話 番 号

次のとおり、利用者負担額等の減免を申請します。

施設名	
対象児童名	
生年月日	
減免申請事由	

第2号様式の次に次の5様式を加える。

第3号様式（第13条関係）

四日市市利用者負担額等減免決定通知書

年 月 日

様

四日市市長

印

年 月 日付で申請のあった利用者負担額等の減免について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

施設名	
対象児童名	
減免する期間	
減免前の利用者負担額等	
減免する額	
減免後の利用者負担額等	

備考

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第4号様式（第14条関係）

四日市市利用者負担額等減免却下通知書

年 月 日

様

四日市市長

印

年 月 日付で申請のあった利用者負担額等の減免について、  
下記の理由により却下しましたので通知します。

記

施設名	
対象児童名	
却下理由	

備考

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第5号様式（第14条関係）

四日市市利用者負担額等減免変更届出書

年 月 日

四日市市長 宛

住 所

保護者氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付で決定を受けた利用者負担額等の減免について、次のとおり  
変更が生じたので届け出します。

施設名	
対象児童名	
生年月日	
変更の内容	減免事由の消滅 ・ 減免事由（期間）の変更
具体的内容	
発生年月日	年 月 日

第6号様式（第15条関係）

四日市市利用者負担額等減免取消通知書

年 月 日

様

四日市市長

印

年 月 日付で決定した利用者負担額等の減免について、  
下記のとおり取り消したので通知します。

記

施設名	
対象児童名	
減免取消期間	
減免後の利用者負担額等	
減免取消後の利用者負担額等	
減免取消の理由	

備考

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第16条関係）

（表）

		第 号
職	氏名	
	保育料その他の徴収金 滞 納 者 財 産 差 押	職員証
年 月 日 発行		
四日市市長		印

（裏）

- 1 本証は、保育料その他の徴収金の滞納者の財産差押を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人から請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から 年 月 日とする

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条の規定は、この規則の施行の日以後に提供する給食に要する費用について適用する。

(こども未来部保育幼稚園課)